　〇　女性の職業選択に資する情報の公表（毎年５月末日公表）

　　　内閣府令第４条に基づき、当組合において女性の職業選択に資するものとして適切と認める次に

　　掲げる事項について、公表するものとする。

　　・　採用した職員に占める女性の割合（令和３年４月１日採用職員）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 男　性 | 女　性 |
| 採用者数 | ５　名 | ０　名 |
| 割　　合 | １００％ | ０％ |

　　・　採用試験受験者の女性割合（令和２年実施採用試験）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 男　性 | 女　性 |
| 受検者数 | ２９　名 | ０　名 |
| 割　　合 | １００％ | ０％ |